

平成28年5月27日
群馬県警察本部警務課
サイバーセキュリティ対策係

取引先を装う詐欺メールについて

本年5月下旬ころ、群馬県内において海外の取引先とインターネットの電子メールを通じて商品取引を行っていた男性に対し、複数回にわたって、同人が使用するパソコンに、前記取引先になりすました電子メールを送信し、男性に対し、商品の購入代金名目で、指定した海外の口座にインターネットバンキングを利用させて送金させ、現金約830万円を騙し取る詐欺事件が発生しました。

これは取引関係のメールをウイルス等を使って監視し、契約の段階になって、取引先になりすまし、正規の口座と異なる口座に現金を送金させた新たな手口であり、企業における取り引き代金を騙し取る手口として、被害が高額になる傾向となり、被害自体も気づきにくいものです。

しかし、なりすましたメールは、アドレスの一部を変更しているだけで、一見しては判別しにくいものの、口座名が変更されている等の特徴があります。

つきましては契約金等を送金する場合は、メールアドレスや指定口座をよく確認するとともに、必ず、取引先に電話連絡する等、被害防止に努めてください。

〈なりすましメールの例〉

正規のメール a b c d e f @○○○.○○.j p

なりすましメール a b e d e f @○○○.○○.j p